

草津市長の政治倫理に関する条例施行規則

平成17年5月17日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市長の政治倫理に関する条例(平成17年草津市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査等の請求)

- 第2条 条例第4条第1項の規定により審査または調査(以下「審査等」という。)を請求しようとする者は、審査等請求書(別記様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 前項の審査等請求書に添付する疑義を証する書類は、当該審査等の請求に係る事実を特定し、かつ、具体的な内容のものでなければならない。
 - 3 条例第4条第1項に規定する連署は、審査等請求署名簿(別記様式第2号)に、審査等請求書の写しを付して求めるものとする。

(審査等請求書の受理後の手続)

- 第3条 市長は、条例第4条第1項の規定により審査等請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査等の請求をした市民およびその代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるものとする。
- 2 市長は、審査等の請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査等の請求を却下する。
 - (1) 審査等請求書に、有権者200人以上の者の連署が添付されていないとき。
 - (2) 審査等の請求をすることができない対象について請求したものであるとき。
 - (3) 審査等請求書の記載事項に不備があるとき。
 - 3 市長は、審査等の請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであるときは、審査等の請求をした市民の代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(審査会の委員長等)

- 第4条 条例第5条第1項の規定による草津市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)の委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、条例に別段の定めがある場合を除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の除斥)

第6条 審査会の委員は、審査等の請求が、自己、配偶者または3親等内の親族の一身上に関係し、または自己またはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある場合については、その審査等に加わることができない。

(傍聴の取扱い)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴を制限し、または傍聴人の退場を命ずることができる。

(記録)

第8条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作製させ、これに署名または押印しなければならない。

- 2 前項に規定する記録のうち非公開の会議に係るものについては、公表しない。

(審査等の結果の報告)

第9条 条例第6条第3項の規定による審査等の結果の報告は、審査等結果報告書(別記様式第3号)により審査等の終了後速やかに行うものとする。

(審査等の結果の公表)

第10条 条例第6条第3項の規定による審査等の結果の要旨の公表は、市の広報紙およびホームページへの掲載により行うものとする。

(審査等の結果の通知)

第11条 条例第7条の規定による審査等の結果の通知は、審査等結果通知書(別記様式第4号)により行うものとする。

(審査会の庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年5月17日から施行する。
(審査請求に係る特例)
- 2 第2条第1項の規定の適用については、平成20年3月20日までの間に限り、同項および別記様式第1号中「有権者の総数の200分の1以上」とあるのは、「有権者の総数の300分の1以上」とする。

付 則(平成20年10月1日規則第31号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年12月24日規則第35号)
この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第2条第1項関係)

審査等請求書

年 月 日

草津市長 様

請求者(代表者)

住所

氏名

印

生年月日

草津市長の政治倫理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり有権者200人以上の者の連署を添えて草津市政治倫理審査会による審査等を請求します。

- 1 審査等の請求の対象となる事由の該当条項
条例第 条第 項第 号
- 2 審査等の請求の対象となる事由の内容

添付資料

- 1 審査等の請求の対象となる事由を証する資料
- 2 審査等請求署名簿

様式第2号(第2条第3項関係)

審査等請求署名簿

草津市長の政治倫理に関する条例第4条第1項の規定に基づく別添審査等請求の趣旨に賛同し、署名します。

署名年月日	住所	氏名	印	代筆をした場合(地方自治法第74条第7項および第8項に該当する場合のみ代筆を行うことができます。)		
				代筆者の住所	代筆者の氏名	代筆者の印

様式第3号(第9条関係)

審査等結果報告書

年 月 日

草津市長

様

草津市政治倫理審査会
委員長

年 月 日付けで請求のあった草津市長に係る政治倫理に関する審査等に

ついて、審査会における審査等の結果は、次のとおりでしたので報告します。

- 1 審査等の請求の対象となる事由の該当条項
 条例第 条第 項第 号
- 2 審査等の結果

様式第4号(第11条関係)

審査等結果通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで請求のあった草津市長に係る政治倫理に関する審査等について、次のとおり審査等の結果が報告されたので通知します。

- 1 審査等の請求の対象となる事由の該当条項
 条例第 条第 項第 号
- 2 審査会報告